



■有田町 有田雛のやきものまつり

今月の記事

C O N T E N T S

●日本年金機構

- 事業主の皆様へ 入社・退社される方が多い時期となりました
資格取得届・資格喪失届の速やかな提出をお願いします…………… 2
- 国民年金の加入もれはありませんか?…………… 3

●全国健康保険協会 佐賀支部

- 平成26年度の佐賀支部の健康保険料率は据え置きますが、介護保険料率が変わります…………… 4
- 被扶養者資格の再確認にご協力いただきありがとうございました…………… 4
- 生活習慣病予防健診について…………… 5
- 特定健診審査(特定健診)について…………… 5
- 保険証回収のお願い…………… 5

●佐賀県社会保険協会

- 平成26年度 社会保険事務講習会のご案内…………… 6
- 佐賀・武雄社会保険委員会 ボウリング大会結果報告…………… 7
- 佐賀県社会保険労務士会 「定年後も働きたいみなさまへ」…………… 7

- 年金相談窓口開設等のご案内…………… 8
- 年金受給者の方が住所や年金の受取先金融機関を変えるときは届出が必要です。…………… 8

●社会保険料は納付期限内に納付しましょう。

職場内で回覧しましょう。

事業主の
皆様へ

入社・退社される方が多い時期となりました 資格取得届・資格喪失届の速やかな 提出をお願いします

資格取得届 実際に従業員を使用することになった日から、5日以内に届け出をお願いします。

● 資格取得年月日

「試用期間」や「研修期間」を設けている場合であっても、就労の対象として報酬を受け取ることとなる「**実際に就労した日**」が資格取得年月日となります。

● 基礎年金番号

過去に厚生年金保険や国民年金等に参加していた方は、基礎年金番号が表示された年金手帳や基礎年金番号通知書の番号を記入してください。

基礎年金番号が不明な方は、「**年金手帳再交付申請書**」を資格取得届に添付してください。

● 報酬月額

報酬月額には基本給のほか通勤手当・家族手当・住宅手当など諸手当を含みます。(食事や住居などの現物給付も加えます。)

また、残業手当や歩合給など不確定な手当については、同様の勤務をしている方を参考に算出してください。

※「被保険者資格取得届」の**被保険者整理番号欄**につきましては、原則記入をしないようお願いいたします。(コンピューターシステムにより、被保険者番号を自動払出を行っているため。)

資格喪失届 従業員が退職、死亡などした場合、または、70歳に達したときなどは、5日以内に届け出をお願いします。

● 資格喪失年月日

次の事由に**該当した日の翌日**が資格喪失年月日となります。

- ① 退職した日
- ② 死亡した日
- ③ 常用雇用から臨時雇用へ切り替わり適用除外となった日
ただし、次の事由のみ、**該当した当日**が資格喪失年月日となります。
- ④ 厚生年金保険については、70歳に達した日(70歳の誕生日の前日)
- ⑤ 健康保険については、後期高齢者医療の被保険者となった日
(75歳の誕生日の当日または65歳以上75歳未満で後期高齢者広域連合の障害認定を受けた日)

※退職、転職、死亡などの年月日を届書の備考欄に記入してください。

● 被保険者証(健康保険証)を必ず添付

上記の①～③及び⑤に該当したときは、すべての健康保険証(本人・家族)を添付してください。

紛失等により、健康保険証を添付できない場合は、備考欄にその理由を付記するか、「健康保険被保険者証回収不能・滅失届」を添付してください。

● 退職後の医療保険や年金

退職や適用除外のため、健康保険の資格を喪失すると、次のいずれかの医療保険に加入していただくことになります。

- ・健康保険の任意継続被保険者となる。(退職後20日以内の手続きが必要です。)
- ・国民健康保険の加入者となる。
- ・家族の健康保険などの被扶養者となる。

60歳未満の方で厚生年金保険の資格を喪失した場合は、国民年金の加入手続きが必要です。住民登録をしている市役所・町役場の国民年金担当窓口で届出を行ってください。

お問い合わせ先

- 佐賀年金事務所 厚生年金適用調査課 TEL0952-31-4192
- 唐津年金事務所 厚生年金適用調査課 TEL0955-72-5162
- 武雄年金事務所 厚生年金適用調査課 TEL0954-23-0122



国民年金の加入もれは ありませんか？



- 厚生年金に加入されていた方が60歳未満で退職された場合は、国民年金に加入する必要があります。また、その方に扶養されていた配偶者が60歳未満の場合についても同様です。
- 再就職された場合であっても、退職した日から再就職した日までの間が開いてしまった場合は、その間の加入手続きが必要です。
- 国民年金の制度には、将来受給できる老齢基礎年金のほか、万が一のときの障害基礎年金・遺族基礎年金などがあり、国民年金の加入もれや保険料の未納となってしまうと、年金受給額が少なくなったり、年金そのものが受給できなくなってしまうことがあります。

保険料の納付が困難な場合は、免除制度をご利用ください。

- 離職後、納付が困難な場合は、別途申請をいただくことにより全額免除または一部免除(失業による特例認定)を受けられる可能性があります。
※連帯納付義務者である配偶者または世帯主の方に一定以上の所得がある場合は、該当しない場合もあります。
- 若年層(20歳代)の方を対象とした保険料の納付が猶予される若年者納付猶予制度があります。
※若年者猶予制度では世帯主の所得は審査対象に含まれないため、失業による特例認定であれば該当します。
- 学生の方を対象とした学生納付特例制度もあります。

国民年金の加入手続・申請免除を希望される場合は、
ご連絡いただければ申請書等を送付いたします。
また、ご不明な点等ございましたら、
年金事務所までお尋ねください。



お問い合わせ先

- 佐賀年金事務所国民年金課 TEL0952-31-4194
- 唐津年金事務所国民年金課 TEL0955-72-5163
- 武雄年金事務所国民年金課 TEL0954-23-0123

協会けんぽからのお知らせ

平成26年度の佐賀支部の 健康保険料率は据え置きますが、介護保険料率が変わります

健康保険料率 (佐賀県) **10.16%** ➡ **据え置き**
介護保険料率 (全国一律) **1.55%** ➡ **1.72%** 平成26年
3月分から

介護給付費が年々増加していることに伴い、協会けんぽが負担しなければならない額 (介護納付金) も増加するため、介護保険料率については、**本年3月分 (4月納付分)** より引上げをお願いせざるを得なくなりました。

介護保険制度・ 介護保険料とは

介護保険制度は、介護が必要な高齢者を社会全体で支える仕組みであり、公費 (税金) や高齢者の介護保険料のほか、40歳から64歳までの健康保険の加入者 (介護保険第2号被保険者) が負担する介護保険料 (労使折半) 等により支えられています。

被扶養者資格の再確認に ご協力いただきありがとうございました

平成25年5月から7月にかけて実施させていただきました被扶養者資格再確認の結果をお知らせいたします。今後も毎年実施いたしますので、ご協力をお願いいたします。

被扶養者資格の再確認をおこなった結果、被扶養者から除かれた方は、次のとおりとなりました。

被扶養者から除かれた
約7万人
(平成25年10月末現在)

削除による効果
32億円程度の見込み
(※高齢者医療制度への負担軽減額)

※高齢者の医療費は、税金、本人負担によるほか、協会けんぽ、健康保険組合、国民健康保険等の医療保険制度から拠出することとなり、その支援金、納付金は各々の制度の加入者 (被保険者及び被扶養者) の人数等に応じて算出されます。本来、健康保険の被扶養者から削除しなければならない方について今回の被扶養者再確認により削除されたことにより、高齢者医療制度への負担額が減額となり、協会けんぽ財政の改善につながりました。



生活習慣病予防健診について (35歳から74歳までの被保険者様)

申し込み受付開始は、平成26年3月3日(月)からです。

「インターネットサービスからアップロード(申込)」 「手続きによる申込書」いずれも。

インターネットサービスを利用する場合

健診対象者データ:平成26年2月24日(月)から、ダウンロード可能です。

※従来より送付している対象者名を印字した申込書は、印刷の都合上、例年と同様、3月中旬以降の発送になります。

生活習慣病予防健診の特徴

●労働安全衛生法の健診には無い「胃部レントゲン検査・便潜血反応検査・尿酸値検査」があります。

●費用は、最高7,038円です※

※平成26年4月1日から消費税率の引上げに伴い、健診費用が改定されます。

詳細は、協会けんぽ佐賀支部のHPをご覧ください。



特定健康診査(特定健診)について (40歳から74歳までの被扶養者様)

受診券を4月初旬に、ご自宅へ直送します。

※当協会が把握している住所が旧住所等の理由で、直送できなかった場合は、事業主様宛に郵送することになります。被保険者様等を通じ、被扶養者様のお手元に届くようご協力願います。

保険証回収のお願い



資格喪失届・被扶養者(異動)届をご提出される際には、必ず保険証を添付してください。

健康保険の資格がなくなった後は保険証を使用できません。資格喪失届および被扶養者(異動)届のご提出の際に保険証の回収の徹底をお願いいたします。

退職後、当時の保険証をそのまま使用して受診してしまった場合、退職された方に、当協会から医療費の返還を求めることになります。

メールマガジンで、最新のお知らせ・健康お役立ち情報などを無料でお届けしています。簡単に登録できますので、ぜひご登録をお願いします。

協会けんぽ 佐賀

検索





平成
26
年度

社会保険事務講習会のご案内

『新任担当者のための適用実務』

新規適用事業所及び新しく事務担当になられた方を対象に、
社会保険の適用の基礎をわかりやすく学びます。(初級編)

地区	日時	会場
佐賀会場	平成26年4月18日(金)	アバンセ (佐賀市天神3-2-11)
唐津会場	平成26年4月23日(水)	唐津市民会館 (唐津市西城内6-33)
武雄会場	平成26年4月24日(木)	武雄市文化会館 (武雄市武雄町武雄5538-1)
鳥栖会場	平成26年4月25日(金)	サンメッセ鳥栖 (鳥栖市本鳥栖町1819)

講師 ● 社会保険労務士

● 実施期間 各会場共通: 13:20受付 ▶ 13:40開始 ▶ 16:00終了予定

募集定員

佐賀…**50名** 鳥栖・武雄・唐津…**30名**

(定員になり次第締め切りますので、締切後の申込者には3日以内にご連絡します。)

受講決定者の方には後日、案内のハガキをお送り致します。

対象者

新しく社会保険の事務担当になられた方

参加費

会員事業所は無料 (但し、平成25年度社会保険協会費未納事業所は3,000円のご負担をお願いします)

申込方法

下記の参加申込書にご記入の上、**FAX**または**郵送**にてお申し込み下さい。

お申込み
お問合せ

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階

TEL.0952-26-3171 FAX.0952-26-3377

主催/一般財団法人 佐賀県社会保険協会 共催/佐賀県社会保険委員会連合会

〈キリトリ線〉



社会保険事務講習会 参加申込書

整理番号			☎ おわかりになる範囲で結構です。
参加希望会場日時	(佐賀 ・ 唐津 ・ 武雄 ・ 鳥栖) 会場 / 平成 年 月 日 ()		
参加者氏名			
事業所名			
事業所所在地	〒		TEL:
分からない部分・知りたい内容などありましたら、お書きください。			

※申込書にご記入いただきました情報は、この事務講習会以外の目的には使用いたしません。

佐賀ブロック・武雄ブロック ボウリング大会

平成26年1月26日ボウルアーガス(佐賀市)、平成26年2月9日メリーランドタケオボウルにおいて、健康づくり事業の一環として、佐賀県社会保険委員会ボウリング大会(社会保険協会供催)が開催されました。



●●● 佐賀ブロック・14チーム参加
優勝 有限会社 木村組A
準優勝 JAライフサポート佐賀
第3位 株式会社 カレンA

●●● 武雄ブロック・14チーム参加
優勝 祐徳薬品A
準優勝 源右衛門窯A
第3位 古賀病院A

定年後も働きたいみなさまへ

佐賀県社会保険労務士会では、平成25年度・佐賀労働局よりの委託事業として「生涯現役社会実現環境整備事業」が実施されています。

55歳以上の方を対象に、シニア世代のライフプランについて、セミナー・相談室が開設されています。(無料)

定年退職後の
生活設計は？

働きながら
受けられる
年金とは？

60以上で
働く場合の
給付金は？

退職後の
健康保険は？

年金は何歳から、
どれくらい
受けとれる？

お問い合わせ先

佐賀県社会保険労務士会 佐賀市川原町8-27 TEL 0952-26-3946

平成26年4月 相談窓口開設カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
		1 鹿島市民会館 (予約)	2 多久市役所 (予約)	3	4 伊万里市役所 (予約)	5
6	7 延長相談 19時まで	8 基山町役場 (予約)	9 有田町役場 東庁舎 (予約)	10	11 伊万里市役所 (予約)	12 年金事務所 休日相談日 (完全予約)
13	14 延長相談 19時まで	15 鹿島市民会館 (予約)	16 多久市役所 (予約)	17	18 伊万里市役所 (予約)	19
20	21 延長相談 19時まで	22 基山町役場 (予約)	23 有田町役場 本庁舎 (予約)	24	25 伊万里市役所 (予約)	26
27	28 延長相談 19時まで	29	30			

出張相談 完全予約制

出張相談所	相談時間	予約申込先
多久市役所	10:00～15:00	佐賀年金事務所 0952-31-4191
基山町役場	10:00～16:00	
伊万里市役所	9:30～15:30	唐津年金事務所 0955-72-5161
鹿島市民会館	10:00～15:00	鹿島市役所 市民課年金係 0954-63-2117
有田町役場 東庁舎 有田町役場 本庁舎	10:00～15:00	有田町役場 住民環境課国民年金係 0955-46-2114

※年金事務所では予約による年金相談を受けております。
※希望される日の前日までに申し込んでください。

予約申込先

- 佐賀年金事務所…………… ☎0952-31-4191
- 唐津年金事務所…………… ☎0955-72-5161
- 武雄年金事務所…………… ☎0954-23-0121

年金相談の時間延長 週初めの開所日 17:15～19:00 年金事務所 休日相談日 県内年金事務所の休日相談日 受付時間 9:30～16:00 第2土曜日の休日相談については完全予約制です。

街角の年金相談センター鳥栖(オフィス)でも平日の相談を行っています。受付時間は8:30～17:15です。相談は完全予約制です。相談のご予約は専用ダイヤル0942-50-8151で受け付けております。こちらもご利用下さい。

年金受給者の方が住所や年金の受取先金融機関を変えるときは届出が必要です。

年金を受けている方が、引越しなどで住所が変わったときや、年金の受取先金融機関を変更するときは、年金事務所へ「年金受給権者住所・支払金融機関変更届」の届出が必要です。

日本年金機構に住民票コードが収録されている方が住所を変更したときは、住所変更にかかる届出は原則不要です。ただし、日本年金機構に住民票コードが収録されている方でも、住民票の住所と違う住所にお住まいの方(アパート等にお住まいの方で、住民票に室番号がない等により、住民票上の住所と居所が違っている場合などを含む)等については、住所変更の届出が必要です。また、海外へ引越しなさる方については、国内居住者と手続きが違いますのでご注意ください。

住民票の収録状況につきましては、以下のいずれかでご確認いただけます。

① 日本年金機構より送付している通知書等

- 「年金額改定通知書」
- 「年金振込通知書」
- 「住民票コードに関するお知らせ」

② 「ねんきんネット」ログイン後の画面に表示される住民票のコードの収録状況

日本年金機構に住民票コードが収録されていない方で、現況届・住所変更届の提出を不要としたい場合は、住民票コードがわかる書類をご用意のうえ、お近くの年金事務所にご相談ください。

お問い合わせ先

- 佐賀年金事務所お客様相談室 TEL0952-31-4191
- 唐津年金事務所お客様相談室 TEL0955-72-5161
- 武雄年金事務所お客様相談室 TEL0954-23-0201

社会保険料は納付期限内に納付しましょう。

平成26年3月分保険料の納付期限は平成26年4月30日(水)です。

ご注意ください

※平成26年3月分の社会保険料計算に係る届書は4月7日(月)までに到着するようお届けください。その後到着した場合は平成26年3月分の社会保険料計算に算入されない場合があります。